

平成31年度（平成30年分所得）市民税・県民税の申告について

市県民税申告書は、市県民税、国民健康保険税、介護保険料等を決定する際の基礎資料となるばかりでなく、福祉、医療、教育資金等の給付の資料、各種申請の際必要となる課税（所得）証明書のもとになるものです。

【申告が必要な方】

1月1日現在紀の川市内に住所のある方。ただし、下記に該当する方は申告の必要はありません。

- （1）所得税の確定申告を税務署に提出される方
- （2）前年中の収入が勤務先から市役所に給与支払報告書が提出される給与収入のみの方
- （3）前年中の収入が公的年金のみの方
- （4）前年中の収入がなかった方

※（1）に該当する方でも、特定上場株式等の配当や譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得について、確定申告と異なる課税方式を選択される方は申告が必要です。

※（2）（3）に該当する方でも、社会保険料控除、医療費控除などの各種控除を加える場合は申告が必要です。

※（4）に該当する方でも、国民健康保険加入者の方や非課税（所得）証明が必要になる方など、所得確定が必要な方は申告が必要です。

【申告に必要なもの】

（1）【マイナンバー関係書類】 本人確認（番号確認と身元確認）をできる書類

個人番号カード 又は 通知カード+身分証明書（運転免許証等）

※郵送により申告書を提出する場合は、上記確認書類の写しを添付してください。

扶養親族などの方の個人番号については、申告書に記入していただきますが、本人確認書類の提示又は写しの添付は必要ありません。

（2）申告書、印鑑

（3）所得を証明できる書類

①給与・年金所得のある方は、源泉徴収票

②営業等・農業・不動産所得のある方は、収支内訳のわかる帳簿又は書類等

③その他の所得がある方は、収入額及び必要経費がわかる書類等

（4）社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険など）、生命保険料、地震保険料、障害者、勤労学生等の各種控除を受けられる方は、各種控除証明書、障害者手帳、学生証等

（5）医療費控除を受けられる方は、明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知

医療費控除の特例を受けられる方は明細書、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として行った「一定の取組」を明らかにする書類

※平成29年分から平成31年分までの申告については、領収書の添付可

（6）雑損控除を受けられる方は、り災証明や災害関連支出金の領収書等

（7）日本国外に居住する親族に係る扶養親族等の適用を受ける方は、親族関係書類及び送金関係書類

【申告書の提出先】

紀の川市役所 本庁 税務課 及び 各支所、出張所

※申告相談会場設置期間中は、各申告相談会場にて提出してください。

※郵送により申告書を提出する場合は、必要書類を添付のうえ、申告書は1枚目のみを送付し、2枚目の「控」は保管しておいてください。なお、「控」に受付印の押印が必要な方は、返信用の封筒（宛名を記入し切手を貼付）をご自身でご用意いただき同封してください。

【申告書の提出期限】

平成31年3月15日（金）

このパンフレットは申告書の記入にあたってのあらましを説明したものです。詳細なご質問やわかりにくいところがあれば、下記までお問い合わせください。 〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地 紀の川市役所 税務課 TEL 0736-77-2511

（1）所得について

① 営業等所得	卸売業・小売業・製造業・修理業・建設業・金融業・運輸業・サービス業などから生ずる所得
② 農業所得	農産物の生産・果樹などの栽培・養蚕・農家が兼営する家畜、家きんの飼育や、わら加工品その他これらに類するもの、酪農品の生産などの事業から生ずる所得
③ 不動産所得	貸家・貸事務所・貸室・アパート・貸ガレージ・貸宅地・ネオンサイン設置などによる所得
④ 利子所得	公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託などの分配金の所得
⑤ 配当所得	株式の配当・出資の配当、商法上の「金銭の分配」（いわゆる中間配当）、企業組合・農事組合法人などの剰余金の分配、建設利息、相互保険会社の基金利息、証券投資信託（公社債投資信託を除きます。）の分配金などの所得
⑥ 給与所得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得
⑦ 雑所得	著述家以外の方が受ける原稿料や印税、講演料、放送謝金、貸金利子（非営業の利子に限る）、年金、恩給などの他の所得に当てはまらない所得

（2）所得の控除について

⑩ 雑損控除	申告者や、配偶者又はその他の親族が、前年中に災害・盗難・横領（詐欺又は脅迫による損失は含まない）により住宅や家財などに損害を受けた場合は、次のいずれか多い方の金額が控除されます。 A.（損失金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10%） B.（損失金額－保険金などで補てんされる金額）のうち災害関連支出の金額－5万円 ※ ただし、この控除を受ける場合、り災証明や災害関連支出金の領収書等が必要になります。
⑪ 医療費控除	申告者、配偶者又はその他の扶養親族のために前年中に医療費を支払った場合、次の金額が控除されます。 （支払った医療費－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×5%又は10万円とのいずれか少ない額） ただし、限度額は200万円で医療費控除の明細書又は医療費通知書が必要です。（医療費の領収書は自宅で5年間の保存が必要です。） セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が創設され、医療費控除との選択になり、次の金額が控除されます。 スイッチOTC医薬品購入代金－12,000円＝控除額（上限88,000円）
⑫ 社会保険料控除	前年中に支払った国民健康保険税（料）・国民年金保険料・介護保険料・その他の保険料の合計額。
⑬ 小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った第一種共済掛金や心身障害者扶養共済掛金の合計額。
⑭ 生命保険料控除	前年中に支払った一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について裏面を参考に算出してください。
⑮ 地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料について裏面を参考に算出してください。
⑯ 寡婦（寡夫）控除	寡婦とは、（1）夫と死別・離婚した後再婚していない人や夫が生死不明の人で、扶養する子や扶養親族がある人、又は、（2）夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明の人で合計所得金額が500万円以下の人。（控除額26万円） 特定の寡婦とは、扶養する子があり、合計所得金額が500万円以下の人。（控除額30万円） 寡夫とは、合計所得金額が500万円以下の人のうち、妻と死別・離婚した後再婚していない人や妻が生死不明の人で扶養する子がある人。（控除額26万円）
⑰ 勤労学生控除	勤労学生とは、給与所得等を有する人のうち、合計所得金額が65万円以下で、その合計所得金額のうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下の人。（控除額26万円）
⑱ 特別障害者控除	申告者、同一生計配偶者又は扶養親族の障害の等級に応じて控除を受けることができます。控除額は普通障害者が26万円、特別障害者が30万円、同居特別障害者が53万円です。 特別障害者 … 障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある人で、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等の人
⑲ 普通障害者控除	普通障害者 … 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、療育手帳B等の人（特別障害者を除く）
⑳ 配偶者控除	申告者の妻又は夫で、生計を一にし、年間の合計所得金額が38万円以下である人。 申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除は受けられません。 控除額は裏面の表を確認してください。
㉑ 配偶者特別控除	配偶者に38万円を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられない場合、申告者及び配偶者の合計所得金額に応じて控除されます。申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、受けられません。控除額は裏面の表を確認してください。
㉒ 扶養控除	申告者と生計を一にする親族で前年中の合計所得金額が38万円以下で、年齢が16歳以上の人を扶養されている場合、この控除を受けることができます。控除額は裏面の表を確認してください。 ※平成24年度より扶養控除が見直しされています。
㉓ 基礎控除	控除額33万円。

（3）税額控除について

（12）配当割額、株式等譲渡所得割額控除	特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を申告した方で、住民税配当割・株式等譲渡所得割が源泉徴収されている場合、当該配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割額から控除し、控除することができなかった金額があれば、その金額を充当又は還付します。
（13）寄附金控除	以下の団体等に対して2,000円を超える寄附を行った場合については、税額控除が受けられます。 （1）都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税） （2）住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金 （3）都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金

⑪医療費控除
(支払った医療費-保険金などで補てんされる金額)×(総所得金額等の合計額×5%又は10万円とのいずれか少ない額)

⑫社会保険料控除
国民健康保険税(料)・国民年金保険料・介護保険料などで前年中に支払った分や給与等から差引かれた金額の合計額を記入してください。

⑭生命保険料控除額

(1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)

A	一般生命保険料(合計)	円	
B	介護医療保険料(合計)	円	
C	個人年金保険料(合計)	円	
D	保険料の金額	保険料の控除額	
	～12,000円	A-B-Cの金額	円
	12,001円～32,000円	A-B-C×0.5+6,000円	円
	32,001円～56,000円	A-B-C×0.25+14,000円	円
	56,001円～	28,000円	円
E	各保険料控除額(合計)	最高70,000円	円

申告書の(3)「所得から差し引かれる金額」の⑭に「E」の金額を記入してください。

(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)

A	一般生命保険料(合計)	円	
B	個人年金保険料(合計)	円	
C	保険料の金額	保険料の控除額	
	～15,000円	A-Bの金額	円
	15,001円～40,000円	A-B×0.5+7,500円	円
	40,001円～70,000円	A-B×0.25+17,500円	円
	70,001円～	35,000円	円
D	各保険料控除額(合計)	最高70,000円	円

申告書の(3)「所得から差し引かれる金額」の⑭に「D」の金額を記入してください。

(3)新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除

新契約と旧契約の双方の支払保険料について、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限28,000円)となります。

- 1.新契約の支払保険料等から算出した控除金額
- 2.旧契約の支払保険料等から算出した控除金額

⑮地震保険料控除額

A	地震保険料(合計)	円	
B	旧長期保険料(合計)	円	
C	Aの金額	地震保険料の控除額	
	～50,000円	A×0.5	円
	50,001円～	25,000円	円
D	Bの金額	旧長期保険料の控除額	
	～5,000円	Bの金額	円
	5,001円～15,000円	B×0.5+2,500円	円
	15,001円～	10,000円	円
E	地震保険料控除額(C+D)	最高25,000円	円

申告書の(3)「所得から差し引かれる金額」の⑮に「E」の金額を記入してください。

- ※旧長期損害保険契約等とは、以下の要件を満たすものをいいます。
 - (1)平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)
 - (2)満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
 - (3)平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

平成31年度 市民税・県民税 申告書
(平成30年1月1日～平成30年12月31日分)
現住所: 紀の川市 西大井338
業種又は職業: 会社員
フリガナ: 同上
氏名: 税務太郎
生年月日: 25・12・14
世帯主の氏名: 本人

○源泉徴収票、生命保険料や地震保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならぬ書類は、この裏面にはっててください。

1. 収入のあった人の記入欄	(収入のなかった人及び収入が遺族年金・障害年金・雇用保険・労災保険等のみの人は、右下の「2.収入のなかった人の記入欄」のみ記入してください。)
(1) 所得から差し引かれる金額に関する事項	(2) 収入金額等及び所得金額
①医療費控除	収入金額等: 500,000円 所得金額: 200,000円
②社会保険料控除	収入金額等: 965,000円 所得金額: 315,000円
③生命保険料控除	収入金額等: 3,327,500円 所得金額: 2,120,625円
④～⑭障害者控除	収入金額等: 60,000円 所得金額: 25,000円
⑮～⑰配偶者控除・配偶者特別控除	収入金額等: 310,000円 所得金額: 57,500円
⑱～㉑扶養親族	収入金額等: 780,000円 所得金額: 330,000円
⑳～㉑扶養親族	収入金額等: 330,000円 所得金額: 2,506,950円

⑮～⑰ 配偶者控除・配偶者特別控除
配偶者: 税務花子 合計所得金額: 310,000円
⑱～㉑ 扶養親族
扶養親族1: 税務和歌子 45万円
扶養親族2: 税務一郎 33万円
扶養親族3: 税務次郎 7万円

⑮～⑰ 寡婦(寡夫)、勤労学生控除	申告者が⑮寡婦(寡夫)、⑰勤労学生にあたる場合、該当する欄に印をつけてください。
一般寡婦(寡夫)	26万円
特別寡婦	30万円
勤労学生	26万円

⑳～㉑ 配偶者控除・配偶者特別控除	(申告者の合計所得金額が1,000万円以下であること)				
申告者の合計所得金額					
配偶者控除	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	一般	33万円	22万円	11万円	
配偶者特別控除	38万円以下	老人	38万円	26万円	13万円
	38万円超85万円以下	33万円	22万円	11万円	
	85万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円		
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円		
123万円超	0円	0円	0円		

申告書の2枚目の用紙は、控用となっていますので、記入後に切り離して保管してください。

(4) 給与所得の内訳	(10) 雑損控除
月日給 勤務日数 月収	損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類
1 円 80,000円	
2 //	
3 //	
4 //	
5 //	
6 //	
7 //	
8 //	
9 //	
10 //	
11 //	
12 85,000	
賞与等	0円
合計	965,000
勤務先所在地	紀の川市粉河412
勤務先名	〇〇〇〇〇
電話番号	XX-〇〇〇〇

(8) 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
収入金額 必要経費 差引金額(収入金額-必要経費) 特別控除額 所得金額(差引金額-特別控除額)
総合譲渡 短期 長期 一時
合計 円

(9) 事業専従者に関する事項
氏名 続柄 生年月日 専従者給与(控除)額
1 氏名 税務和歌子 続柄 母 専従者給与(控除)額 45万円

(10) 別居の扶養親族等に関する事項
氏名 続柄 生年月日 住所
1 氏名 税務一郎 続柄 老人 住所 東京都××区△△

(11) 事業税に関する事項
所得金額 非課税所得金 損益通算の特例適用前の不動産所得 事業用資産の減損損失
合計額

(12) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。
配当割額控除額
株式等譲渡所得割額控除額

(13) 寄附金に関する事項
都道府県、市区町村分 円
住所地の共同募金会、日本支部
条則指定分 都道府県、市区町村

(14) 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市県民税の納税方法
給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

☆16歳未満の扶養親族の記載欄について
扶養親族のうち、年齢16歳未満の方(平成15年1月2日以後に生まれた人)について記載してください。
均等割、所得割の非課税限度額の算定に必要となります。

※別居の扶養親族がいる場合は、申告書(10)「別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。

《給与と所得のある方》
下記の表にあてはめて所得を計算し、その金額を申告書の(2)「収入金額等及び所得金額」の⑥欄に記入してください。
源泉徴収票のある方は原本を添付して提出してください。
日給などで源泉徴収票のない方は申告書の(4)「給与と所得の内訳」の欄に記入してください。

A	給与等の収入金額	円
Aの金額	給与所得の金額	
～650,999円	0円	
651,000円～1,618,999円	A-650,000円	
1,619,000円～1,619,999円		969,000円
1,620,000円～1,621,999円		970,000円
1,622,000円～1,623,999円		972,000円
1,624,000円～1,627,999円		974,000円
1,628,000円～1,799,999円	A÷4(千円未満の端数)切捨て	B×2.4
1,800,000円～3,599,999円	B	B×2.8-180,000円
3,600,000円～6,599,999円	0,000円	B×3.2-540,000円
6,600,000円～9,999,999円	A×0.9-1,200,000円	
10,000,000円～	A-2,200,000円	

(例)給与と収入が1,925,000円の場合
1,925,000円÷4=481,250円(千円未満の端数切捨て)
481,000円×2.8=1,368,800円
給与所得額=1,368,800円

《公的年金等以外の雑所得がある方》
原稿料・講演料等や郵便年金・互助年金などの公的年金などの収入とみなされない収入は、申告書の(7)「雑所得(公的年金等以外)に関する事項」の欄に記入の上、所得金額を計算し、公的年金等の所得がある場合はそれと合計して申告書の(2)「収入金額等及び所得金額」の⑦欄に記入してください。

A	公的年金等の収入金額	円
Aの金額	雑所得の金額(円未満切捨て)	
～700,000円	0円	
700,001円～1,299,999円	A-700,000円	
1,300,000円～4,099,999円	A×0.75-375,000円	
4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-785,000円	
7,700,000円～	A×0.95-1,555,000円	

昭和29年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)	昭和29年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)		
Aの金額	雑所得の金額(円未満切捨て)	Aの金額	雑所得の金額(円未満切捨て)
～700,000円	0円	～1,200,000円	0円
700,001円～1,299,999円	A-700,000円	1,200,001円～3,299,999円	A-1,200,000円
1,300,000円～4,099,999円	A×0.75-375,000円	3,300,000円～4,099,999円	A×0.75-375,000円
4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-785,000円	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-785,000円
7,700,000円～	A×0.95-1,555,000円	7,700,000円～	A×0.95-1,555,000円

(例)昭和14年3月21日生まれで公的年金等の収入が3,327,500円の場合
年金所得額=3,327,500円×0.75-375,000円=2,120,625円(円未満切捨て)